

## 【林野庁より周知】

### 新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について

令和4年1月19日に、新型コロナウイルス感染症対策に関して、1月21日から2月13日までを期間として、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、基本的対処方針が改定されたことに伴い、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室等から別添のとおり事務連絡が発出されました。

各位におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、イベントの開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等をご承知いただきますようお願いいたします。

また、基本的対処方針中の別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じるとともに、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、感染防止に配慮しつつ、事業の特性を踏まえ、必要な業務を継続することとされておりますので、ご承知おきください。

加えて、テレワーク等の徹底について、重点措置区域である都道府県においては、事業者に対し、在宅勤務(テレワーク)活用や休暇取得促進等により、出勤者数の削減取組を推進するとともに、接触機会低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進することとされています。

重点措置区域以外の都道府県においても、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進することとされておりますので、改めて周知・呼びかけをしていただき、感染拡大防止に御協力くださいますようお願いいたします。

【別添資料】 5      【別添資料1～4 略】

基本的対処方針が変更されたことを踏まえ、テレワークの活用や休暇取得の促進等をお願いするものです。

事務連絡  
令和4年1月19日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

## 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

各府省庁におかれては、出勤者数の削減に向けた取組の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、1月21日から2月13日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県が追加されました。

全国の新規感染者数が急速に増加しているに伴い、療養者数が急増し、重症者数も増加しています。大都市部では伝播性の高いオミクロン株への急速な置き換わりが進んでいる地域もあり、今後、自宅・宿泊療養者や入院者数が急激に増加し医療提供体制がひっ迫する可能性がある状況です。

こうした状況を踏まえ、各府省庁におかれましては、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、以下の取組を行うよう働きかけをお願いいたします。

### 記

#### 1 まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

まん延防止等重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする

- ・ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

#### 2 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする

- ・ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。

**【問合せ先】** 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）  
担当者：阪本、岩熊  
TEL：03-6257-1309  
MAIL：g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp